

平成22年度 第3回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成23年1月27日(金) 午前10時00分～午前11時00分
場 所	市役所北館2階 会議室2
出席者	出席委員 ・城委員長・新井委員・加納委員・野島委員・室井委員・谷崎委員 欠席委員 ・曾和委員・吉富委員 事務局 ・都市環境部環境課 津村課長, 西中主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 議 事

墓地使用者の申込結果について
抽選方法について
今後の日程について

2 配布資料

資料1 募集墓地申込件数一覧表
資料2 平成22年度芦屋市霊園墓地使用者の決定方法(抽選)について(案)
資料3 平成22年度芦屋市霊園墓地使用者募集日程について

3 議事内容

事務局/津村 : それでは早速、委員会の方を始めさせていただきたいと思います。
城委員長, 議事の進行をよろしく願いいたします。

城委員長 : 寒い日が続きますけれども、幸いに北の方だけ大雪ですけれども、風邪も流行ってま
すから新型の風邪ですか、ノロウィルスと気を付けていただきたいと思います。
それでは、ただいまから平成22年度第3回霊園使用者選考委員会を開きたいと思
います。
最初に、本日の委員の出席につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局/津村 : 委員数8名中6名の委員さんが出席されております。
過半数をもって成立となりますから、本日の委員会は成立しております。

城委員長 : 次に、選考委員会の公開、非公開の取り扱いについてお諮りします。
事務局から公開、非公開の取り扱いについて説明をお願いします。

事務局／津村： 会議の都度申し上げておりますように、芦屋市情報公開条例で、附属機関等の行う会議は、原則公開と定められております。

ただし、非公開情報が例えば個人情報とか含まれる場合については、非公開にすることはありますが、本日の会議は非公開ではなかろうと思っております。今回は公開ということで、皆さんにおはかりいただきたいと思います。

城委員長： ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、公開、非公開いかがいたしましょうか。今までは公開しておりますが、今回も公開でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

それでは、本委員会については、公開とすることに決定します。

次に、議事録の公開の請求があった場合の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局／津村： 基本的に附属機関等の会議につきましては、先程公開と申し上げましたけれどもそれと同様に発言者のお名前も入れて会議の内容を公表するということになっております。本日の会議につきましてもそういう形で会議録を公表させていただくということでご了解をいただきたいと思っております。

城委員長： ただ今、事務局から説明がありましたように、議事録の公開については特にご異議はございませんので、公開ということにさせていただきます。

それでは最初に報告事項の平成22年度墓地使用者の申込結果についてですけれども。

事務局／西中： お手元の2枚目の募集墓地申込件数一覧表というのが2枚ございます。最初の1枚は30区画のお骨を持っておられる方々が申込をさせていただける箇所。2枚目が昨年応募がなかった所。この場所につきましては、お骨が無くても申込ができるというふうに2段階での申込の受付をさせていただきました。まず、最初にお骨を持っていないければ申込が出来ないという所につきましては網掛けをしますちょっとグレーっぽい所です。6番の18地区4の68。これは申込がありませんでした。11番の31地区4の18と31地区4の21。続きまして14番の32地区3の133。19番の41地区2の41。21番の54地区5の21。24番の62地区2の33。30番の65地区5の150。この8区画のみが申込がございませんでした。

後は一番多く申込があったのは、2番の13地区5の139の2. 32㎡。ここが22人の申込がありました。

ご覧の通り、比較的面積の小さい所に前年去年と同じように申込が集中しております。

それと2枚目ですが、お骨を持ってなくても申込出来る箇所につきましては、8番の62地区2の65、20㎡の分だけが申込がございませんでした。

一番大きい30㎡の所はお一人申込が今回ありました。

申込の状況については以上の通りでございます。

城委員長 : こっち側の2枚目, 1やら4やら, これは申込者ということですか。8番4人になっている。全体の分ですよ。

事務局/津村 : 全体ではなく, 30区画はお骨がある方という形で募集したもの。それで残りの9区画は別の区画です。

野島 : 一番大きい所が申込があって良かったですね。

事務局/津村 : そういう意味ではお骨なしで募集した事については成果があったのかなと思います。

野島 : 要するに決定なんですか。これ1件しかなければ。

事務局/西中 : そういうことになります。

城委員長 : 抽選方法について次行きましょう。

事務局/西中 : お手元の資料に抽選方法についてということで案でお渡ししている分ですが, 順番に一番の抽選日につきましては, 平成22年となっておりますが, すみません。23年2月18日金曜日。会場が芦屋市役所分庁舎2階大会議室になります。

時間は午後1時30分から行います。

抽選につきましては, 回転式の抽選機を使います。例えば, お骨が無ければ申込が出来ないという表をご覧くださいますと, 1番の13地区5の44の区画については15人の申込がありますので, 抽選機の中には申込者15人の抽選番号の数字を入れたものを入れます。抽選機の回転につきましては, 市の職員により回転をします。

立会人ですが, 抽選の当日に会場にお越しの申込者の方から2名の方を選ばせていただいて立会人としてなっていただきます。

抽選方法ですが, 抽選番号でお知らせした番号を先程言いましたように15人いましたら抽選番号の玉を入れます。それで無抽選, 先程委員長が言われてました区画に一人しか申込がない所につきましては抽選する必要がありませんので, その人は自動的に当選ということになります。抽選については, 墓地番号順に行います。それと墓地番号ごとに抽選玉を抽選機の中に入れて回して回転をさせます。最初に出てきた番号が当選者となります。後は当選者が1名と補欠の方2人選びますので, 複数申込されている所につきましては3回まわします。2番目に出た方が補欠1。3番目の方が補欠2になります。抽選方法については以上になってます。

城委員長 : だいぶ時間かかりそうやね。

事務局/西中 : 今回22名が最大多い所ですので, 回すのは3回なんです。

城委員長 : 全部終わるのに一時間以上かかりますね。

事務局／西中 : かかりますね。

事務局／津村 : 回転機でやる場合は、墓地番号順ではなく本当は申込者が少ない順にやっていると効率的なんですが。玉を出していただくからです。出して多かったら数を減らして抜いてとすると時間がかかるかなと。

事務局／西中 : あらかじめ最初の区画、次の区画の玉を用意しておきますので、最初やってる間に次の玉の用意が出来ています。その次の玉を入れますと、3番目、4番目の玉を用意する順序になっています。

城委員長 : 無抽選の方にもちゃんと番号あげて、当日来てもらわね。

事務局／西中 : 一応抽選を始める前にその区画にお一人しか申込がございませんので無抽選となりますので当選ということに決めさせていただきますという説明をさせていただきます。

城委員長 : すべての抽選が終わってから資料、書類を渡すわけやね。

事務局／西中 : そうです。抽選会が終わりますと当選された方がその後に必要な戸籍謄本とかを出していただきます。そこで書類審査をさせていただきます。

野島 : 例えば、15名の申込じゃないですか。ここの区画は15名申込がありましたよとお知らせはされてるんですか。

事務局／西中 : こちらからお知らせはしておりません。

野島 : されてない。

事務局／西中 : その都度申込された方が電話連絡をして聞いて来られます。自分の申し込んでる所ですから倍率はいくらですかと、電話で問い合わせが入ってます。

野島 : 例えば、30番はゼロじゃないですか。同じ平米数でその上、4人の方あるからこの人達が下へさがれば無抽選で一人当たるんだなと単純な考え方ですよ。場所がどうか私達はわからないから。

事務局／西中 : 比較的同じ地区なんですけど、近くなんですよね。144と155ですから。そうなる例えば角なのか真ん中辺りなのか、それとも真ん中でも日当たりがいいのか悪いのか色々場所がありますので、蓋を開けてから初めてそこへ変われば良かったというふうに

なるかもしれませんが。

野島 : それは出来ないんですね。

事務局／西中 : 出来ないです。申込していただく際に2枚葉書綴りになってる分がありまして、そこには自分が申込をなさる地区番号を明記していただきます。その明記した地区番号を変えるということは出来ませんので。

野島 : 出来ないんですね。

事務局／西中 : はい。例えば葉書に自分が申込もうと思った区画を書き忘れてるという場合があるんですが、それは問い合わせをしまして一旦送り返します。こちらでは書きません。

野島 : この人は4人いるって知ってて書いてないんやからいいんでしょうけどね。変えられたら当たるのになと思って。同じ平米数で同じ値段だから。値段が違うかったらあれですけど。

事務局／西中 : 見に行っておられる方、結構たくさんおられます。

野島 : 見に行かれたから結果これやろうね。たぶんそうだと思うけれども。

城委員長 : 抽選方法についてはただいまご説明いただいた通りですけれども、今後の日程について説明していただけますか。

事務局／西中 : 今後の日程につきましては、横書きの書類をご覧下さい。
まず申込書類審査という、上から7つ目ですね。2月1日に抽選番号の通知を申込なさった方々に送ります。これは先程言いました葉書です。
2月18日に抽選会を行います。当選者につきましては、当選通知を2月22日から24日の間に当選しましたとお知らせをさせていただきます。同時に当選者の書類審査を3月7日から10日までの間にさせていただきます。その後、当選なされた方々お一人お一人の台帳の作成をいたします。
最終的には使用料。これは永代使用料ですが、3月31日までに最寄りの指定銀行に納入していただきます。使用許可は、4月1日ということになります。

城委員長 : ありがとうございます。
レジメから前後して、その他になってる。最後になってます。

野島 : 抽選会が2月18日にありますよね。その時に当たった人はわかるんですね。4日間の期間、当選通知が2月22日から24日、間あいてますでしょ。これは書類を作る期間なんですか。

事務局／西中： そうですね。

野島： 抽選に当たった人はその日に当たったっていうのはわかってるんですか。

事務局／西中： その日に当たったかどうかというのは、こちらから当選しましたという葉書を送らない限りはわかりません。

野島： 抽選会のその時にわからないってことですか。

事務局／西中： 申込をされた方で抽選会に来られた方は自分が当たったかどうかというのはその場でわかりますけれども。

野島： その場でわかりますよね。

事務局／西中： その場でわかります。ただ抽選会に申込された方が、来られない方々も中にはたくさんおられますので、いずれにしましても。

野島： 来られない方って代理の方ということ。

事務局／西中： いえ、違います。申込をされた方が抽選会に来られない場合が非常に多い。

加納： ガラガラは誰がするの。

事務局／西中： 抽選機ですか、市の職員がやります。

加納： 市の職員がするの。

事務局／西中： はい。

事務局／津村： 立会いは来られてる方にさせていただきますけれども、機械の操作はこちらがやります。

新井： 皆さんいらっしゃらないってことですね。

事務局／津村： 2月18日に抽選会を行うというのは募集要項にも既にご書いてありますので、皆さんにはどこでいつ何時からするというのは申込まれた方はわかってるはずなんですね。ただ、お出でになるかどうかというのは強制はしておりませんから。

新井： 心情的には自分が回したいよね。公平さという意味で私は言ってるんですけどね。

加納 : 公平さと言ったら、市の職員が全員のを回すから公平と言ったら公平かもしれませんがけどね。

城委員長 : 来ない人が多いのでしかたがない。

加能 : 石屋さんが回ってたくさんね。

事務局／西中 : 基本的には抽選会の時というのは、業者さんというのはなるべくこちらでチェックします。

70地区の増設した所ですね。あそこは非常に数が多いんですね。その売り出しをした時もそうですけれども、抽選会場の入口辺りに業者さんがたむろするぐらいたくさん来られたんです。その時は抽選会で当選なさる方というのはその場でわかりますので、その番号というのはすぐわかりますし、当然、申込まれてる方もその日に来られてる方もおられますので、そういった方々にお墓の勧誘をするんです。そういったことが頻繁になりますとよくありませんので、なるべくこちらの方で業者さんというのはチェックはします。

城委員長 : 前後してしまっ、その他というのは最後になります。実は、今日の協議事項の本題ですけれども、協議事項の応募がなかった区画の取扱について説明をお願いします。

事務局／津村 : お手元に特に資料はご用意しておりません。と申しますのは昨年の第2回の委員会の時に少しお話をさせていただいた事です。基本的には今までお骨のある方、既にお骨をお持ちの方だけを対象として墓地募集を行ってまいりましたけれども、今回従前に申込がなかった区画についてはお骨がなくても事前の申込ができるという形にさせていただいたところがございます。先程の申込の結果をご覧くださいますとおわかりいただけますように非常に高額な墓地につきましてもそういう形でさせていただいた結果として、ほぼ完売に近い状況までいくことが出来ました。こうしたことから見ますと今回先程申し上げましたようにお骨のある方しか申込めない区画が30区画募集しましたけれども、残りました8区画については明年はお骨の無い方にも門戸を開いて募集を行うという形を定着をさせていきたいと考えております。いわゆる最初の初年度は返還のあった墓地は基本的にはお骨のある方のみまず募集をすると、例えばその前年に申込のなかった応募がなかった区画については、その翌年度の募集にあたってはお骨が無くても申込が出来るという形をルール化をさせていただきたいのがまず1点です。

2点目ですが、今回で言いますとお骨無しで募集しても尚応募が無い区画、これをどうするかという問題です。すぐに次年度は常時募集に切り替えるという形も一つの案だと思います。ですから限られた墓地数ですので、効率的な形ではやっていきたいと思っています。できればご意見をいただいてルール化させていただけたらと思います。

城委員長 : ありがとうございます。

今後の扱いについては先程のお話のように、お骨の無い方については、3,000万

円の分がこれの扱いと今回募集した分が残った分ですね、8件かな、それについてどうしましょうかということですが、一つの案はこれについては常時募集で順番に来たらどうぞと渡すのか、一緒に抽選会でやるのかということですが、もちろん30区画については抽選漏れの人が随分たくさん100人以上おられますから、これは順番にということには、当然、100人以上の方が抽選漏れの方がおられるから、これについては常時募集じゃなしに、また改めて申込をしていただいて抽選するとなる、いかがでしょうか。ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

安い方がどうしても値段の安い所、146万円という所は13人来てるし、2番の方は場所も眺めもいいし。

野島 : そしたら今年残ったお骨のある人の申込のなかった所ね、今年これで次年度に常時募集ってこと。

事務局/津村 : この一年間で今回はお骨がいますよと、お持ちなんです、ということで募集させていただいた区画は二年目には、一年で売れ残ったという物については、翌年はこちらと一緒にお骨が無くても申込が出来ます。ただ、23年度に入って返還がある墓所がありますから、そういう新たに返還された物は必ずお骨があるということを条件にして募集する。一年目売れ残ったものは二年目はお骨無しでも応募できるという形にさせていただきますということです。

野島 : 回転していく方がいいね。

城委員長 : 7,000基以上あるからね。お墓。

事務局/津村 : 問題はお骨無しで募集して、たまたま今回は高額なものが売れたからあれなんですけれども一つ残ってます。3,000万円のものです。23年度にこれを常時募集に切り替えるのかどうか、一年目は骨あり、二年目は骨無し、三年目から常時募集という形が望ましいのかなと思うんですけれども。

加納 : その方がいいですね。

新井 : お骨持ってる人、持っていない人は決められるんですか。

加納 : 自分のお墓だよ。使用料払うんだから。

事務局/津村 : 前回の時に決めさせていただいたことですね。

前回の時にお骨が無くても、いわゆる自分自身が両親の墓を買っておきたいとか、両親が健在でも用意しておきたいとか、生前に用意しておくとか、自分のものであったり、自分の親のものであったり。

野島 : だから私なんかでも買えるということになったんですよね。自分のためにね。

城委員長 : そうそう自分のためにね。
今のこの8番, これについての常時募集, 早速この4月からでも。

事務局/津村 : 4月はまだ無理だろうと思います。と言うのは, 申込されている場合でも実際にお金を入れていただかない限りは許可出来ませんので, ですから3月31日現在でお金が入っていないという事になるとそこは応募が無かったのと同じような形に残ってしまいますので。

野島 : 補欠の人に回すのね。3月31日で決定。一応は問い合わせはされるんですか。3月31日に振込みされてませんよ, どうされるんですかって。

事務局/西中 : 入らなければ無効です。

野島 : どれだけ場所が違うのかなと思ってね。同じような場所だったら本当にちょっと事前にお問い合わせね。

事務局/津村 : やっぱり高額なお金を出されますから自分がここという場所を。

野島 : この際, 買っところかと思われた方が二人いるということやからね。

事務局/津村 : そうしましたら一応3年目に入った段階では常時募集とし, 基本的には使用权の許可が成立しなかった場合, 特にこの9区画の中で申込のお金が振り込まれなかった場合についても同じような形で常時募集。事務的には3月31日が入ってるかどうかの確認をしますと, 4月に入ってからになります。常時募集という記事を載せようと思えば広報に掲載しないといけない問題がありますから, 4月5月というのは非常に厳しいというふうに思ってます。常時募集のスタートは6月ぐらいになるのかなというふうに思っております。

では, 一応今申し上げた方法で今後定着をさせていきたいと思っておりますので, 委員会の決定という形にさせていただけたらありがたいと思います。

城委員長 : それでは今後の応募の中で区画の取り扱いとか, 抽選して当選しても返ってこなかったとか, いろいろ問題がありますが, その点についてはただいまのご説明のようにさせていただきます。よろしく願います。その他, 今後の日程は先程ご説明していただきましたので, 今後の日程については一応お話ししました。一応予定しておりました案件は以上で終了しますが, 他に何かございますか。

事務局/津村 : これは来年の最初の委員会開催時になるかと思いますが, 前に少し申しましたけれども今年度霊園の修景等の基本計画というのを策定しています。ご存知のように昭和20

年代後半に出来た霊園でございますので、かれこれ半世紀が過ぎて60年が過ぎたという状況でして、全体的に非常に傷みがひどくなってきている。毎年1,000万円程度の補修工事というのは行っているんですけど、それにしても傷みがひどいというのが一つ。それから非常に高額な墓地ですので、霊園の公園墓地としての形態を整備をし直そうということがまず一つでございます。

二点目は、会議が始まる前に野島委員がおっしゃっていたように少子高齢化の問題はお墓にまで及んできてまして、どなたも見方がいらっしゃらない。無縁になっているケースがあるようです。そうした新しい課題についても対応できるような問題もこの計画の中で検討をさせていただいております、それが一定の方向がまとまるという事になりますので、その状況を次回の時にはお話をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、決まればすぐ出来るかと申し上げますと非常に高額なお金がかかるということになりますので、何年間かの計画になるだろうというのが一つ。

それと新しく墓地を作るわけではございませんので、いわゆる使用者の方に迷惑がかからないように工事を進めるとなりますと全部を閉鎖して工事は出来ませんので、かなり長期なスパンで改修等行っていくということになると思っております。ただおかげさまで今回これが全て完売いたしますと約2億2,600万円使用料入って参ります。ただこれをプールしておけば良かったんですけども、してない状況ですので。特別会計になっておりません。

加納 : プールされてないんですか。私聞こうと思ってたんですよ。今回これ2億程収入になるじゃないですか。そういうのは今までの教訓というか、これからもうお墓はいらぬという人もいるから。納骨堂かなんかね。

事務局/津村 : 納骨堂の場合はだいたい5年。お墓の変わりでお墓というのではないですけども、納骨堂ってだいたい5年ぐらい預かるという形になってます。後で墓地を確保するのか、どなたもいらっしゃらないということであれば、例えば合葬式の墓地を考えるとか。

加納 : 何か考えていかないかね。

事務局/津村 : 今そういうのも一緒に検討させていただいております。

全体計画は5億、10億で出来る計画ではございませんので、数年で整備するのは非常に難しいというふうにお考え下さい。

野島 : プールして積み立てて。

事務局/津村 : 整備全体は5年とか10年とかの計画になるでしょうね。そうでないと閉鎖してしまつて工事が出来るんですけどいいですけども。

野島 : お墓が7,000基。維持費だけでも。この30基だけでもすごいよ。20万円。すごいお金じゃないですか。

事務局／津村： 管理費の滞納というのも出てきてますから。

城委員長： 滞納があっても基本的に7,000基大きいからね。

加納： どこへ消えたか聞きたいわ。使用料のお金が。

城委員長： 維持管理費で使えますな。十分。

野島： 報告されてるんでしょ。

加納： 維持費の会計って市だけじゃないでしょ。

城委員長： 維持費ってそのつもりやからね。霊園管理費と思って払ってるからね。

加納： NHKの名社会，ドキュメンタリー。ああいうのもやはり孤独死とかなさる方の気持ちとかいろいろ考えると総合的な合葬式じゃないけど，ああいうのもいいかもね。そうだと思う。それを霊園のどこかに確保出来るかどうかやね。

城委員長： 今は無縁さんというのは観音様の後ろにある。
無縁仏ってのはあります。無縁さんを祭っている納骨堂みたいな。裏の方に。

加納： そうじゃなくて。無縁じゃなくて。
あそこで皆さんと一緒におりますっていう心の支えみたいな。ほっとくんじゃないんです。

事務局／津村： 最近は出来てきてますね。

野島： 大阪の方の。

城委員長： 一心寺。あれ有名やね。

野島： あそこ10年間見てもらえるって言いますね。

城委員長： 最後に仏像にしてね。お骨で仏像作るんです。

野島： 話をしても希望者多いですよ。

事務局／西中： あそこは宗派問いませんので。どなたでも受け入れはしていただけるところです。

事務局／津村： ある意味寂しい話の部分もありますけれども現実には考えないといけない時がきてるんだと思うんですね。

野島： どんどん空いてくるかもしれない。これからは。

加納： 芦屋は便利でいいですよ。他に比べて。

事務局／津村： 宝塚は売れ残ってます。宝塚は市内要件を外しましたね。

野島： だから売れますよ。ただ市民となれば残ってるかも。

城委員長： 限定するとね。誰でもいらっしゃいというわけにはいかないからね。どこでも、大阪、神戸から申込していいとなったらいっぺんに殺到しますよ。

加納： いっぺんに売れますよ。

事務局／津村： それはちょっと考えていないです。

城委員長： 一応いろんなことお話しましたがけれどもだいたい終わりました。これを持ちまして色々な議論ありましたけれども終わらせていただきます。予定としては次年度は1回、2回ぐらいはやるわけやね。予定としては。そういうことで引き続きよろしくお願ひします。

それでは今日の22年度第3回使用者選考委員会終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。